

市町村における母子保健事業の効率的実施に関する研究

助産婦の新しい役割と活動発展方策について

2 施設勤務助産婦の分娩介助の実態と出生証明書の作成者について

松本 八重子 \* 木津谷 範子 \*\*

**要 約：**99.9%が施設内分娩となり、97.8%の分娩立会者が医師であるという統計数値が示す分娩介助者のイメージは実態を表しているのか、約56%の分娩を扱う全国の病院における分娩介助と、出生証明書の作成者の実態をアンケート調査し、正常分娩の実質的取り扱い者として助産婦を93.4%、医師を3.1%、両者を2.1%の施設が挙げている。分娩時医師の立会いは「原則として」をふくめて96.4%とよく実施されているが短時間である。一方、医師による出生証明書の作成は、分娩介助、立会いした者が行う施設が56.5%であるのに加えて、分娩に立会わなかった医師によるものが35.2%の施設に見られた。助産婦による作成は4.9%の施設で行われていた。実質介助、立会い者による作成がなされるべきである。

**見出し語：**分娩介助者 分娩立会者 出生証明書作成

**研究目的：**平成5年度のリサーチクエストに沿って「助産婦の新しい役割」について全国調査を行い、分析を進めていく間に、研究協力者の間に「新しい役割も重要であるが、保健婦助産婦看護婦法に定められている助産婦本来の業務－助産－について明確にしておきたい」という意見が起こった。

最近の出生統計は、出生の場所別では施設内が99.9%であり、病院が55.7%、診療所が43.3%、助産婦所が0.9%、施設外－自宅その他は0.1%となっており、出生立会者については医師による割合(97.8%)のみ公表されるようになり、助産婦の分娩立会は全く見えなくなってし

まった。施設内特に病院分娩が激増した中で医師のみで分娩を取り扱い、助産婦は不要になったのだろうか。実際の就業届出助産婦は23,225人で、63.9%が病院、15.3%が診療所に就業しており、助産婦に対する施設の求人も多い。

助産婦がその本務たる助産－分娩介助をどの位実際に行っているかその実態を知り、実質的な需給計画に資すると共に、他の看護職と同じでない役割機能の認識、ひいては助産婦の教育制度の検討等の参考とするため調査した。

**研究方法：**出生の半数以上(55.7%)を取り扱う病院での正常分娩の実質的取り扱い者は誰か、統計に集計される出生証明書の作成者と分娩の

\* 東京都立医療技術短期大学 教授      \*\* 同 非常勤講師

行った。

調査対象は病院要覧に掲載の産科・婦人科を有する許可総病床数200床以上の1,178病院にアンケートを送付、助産婦である婦長、婦長が助産婦でない場合は婦長に最も近い業務を担当している助産婦に記入をもとめた。これを集計分析した。研究期間は平成6年8月～7年3月である。

結果および考察：回答数は820でこの内病院ないしは産科を閉鎖または産科を実際は扱っていないと返信のあった18施設を除く802の有効回答(69.1%)を得た。

#### 1. 調査対象施設のプロフィールの概要

(1) 病院の設置主体：市町村立が最多で195施設(24.3%)、医療法人または個人立が113(14.1%)施設、その他の公的医療機関が88施設(11.0%)、都道府県立が70施設(8.7%)、国立(厚生省)が55施設(6.9%)、日赤53施設(6.6%)、社会保険団体44(5.5%)施設、学校法人43施設(5.4%)、国立(文部省)36施設(4.5%)、国立(その他)8施設(1.0%)、その他92施設(11.5%)、無回答5施設(0.6%)であった。

(2) 病院の種類：総合病院683施設(83.9%)、大学病院(別掲)85施設(10.6%)、産科・婦人科のみ1(0.1%)施設、その他43施設(5.4%)であった。

(3) 産科を含む病棟構成：産婦人科病棟が155施設(19.3%)産婦人科+新生児病棟が140(17.5%)施設、産科単独病棟が70施設(8.7%)産科+新生児病棟が39(4.9%)施設であり、少産の時代を

反映してその他の混合病棟392施設(48.9%)と最多で、混合の内容は産科+婦人科+新生児+未熟児・NICU等の関連科の混合が多いが耳鼻咽喉科その他の多種類の組み合わせが見られた。

(4) 取り扱い分娩件数：調査対象施設の平成6年10月1か月間の分娩について調べた。分娩件数300件以上の施設が13(1.6%)ある一方でゼロの施設が3(0.4%)ある。月31～40件の施設が最多の153(19.1%)施設、11～20件の施設は143(17.8%)、21～30件が131(16.3%)施設、41～50件は105(13.1%)施設、51～60件が71(8.9%)施設、1～10件は69施設(8.6%)、61～70件が37施設(4.6%)、71～80件が31(3.9%)施設、91～100件および100～199件の施設は各々14施設(各1.7%)、200～299件は5施設(0.6%)、の分布であった。

(5) 正常分娩率：同じ平成6年10月1か月間の分娩について、当該の月に分娩のなかった3施設を除いた79施設の正常分娩の百分率の分布を見た。100%が27施設(3.4%)、90～99%が130施設(16.3%)、以下80～89%が最多の211(26.3%)、70～79%；161(20.0%)、60～69%；95(11.8%)、50～59%；58(7.2%)、40～49%；22(2.7%)30～39%；17(2.1%)、30%未満が0%の1施設を含み40施設(5%)無回答が38(4.8%)あった。

取り扱い分娩数の60%以上が正常分娩であった施設数は624施設で今回の調査対象の78.1%であって、施設内分娩もチームで対応するとしても、正常分娩への対応を得意とする助産婦の活動の場は十分あり、そのケア能力を発揮して

分娩介助の質の確保を保証することができよう。

## 2 分娩介助についての調査

(1) 正常分娩を実質的に介助している職種：各施設で主として正常分娩を直接手洗いして介助している職種は、助産婦が749施設(93.4%)医師が25施設(3.1%)、日本母性保護産婦人科医会認定の産科看護婦または助産士が1(0.1%)施設、その他27施設(3.4%)であった。このように正常分娩に関しては実際に手を下して分娩介助しているのは大部分助産婦であることが明らかになった。その他のうち17施設(2.1%)では助産婦と医師のどちらかが正常分娩を介助すると回答し、助産婦と日本母性保護産婦人科医会認定の産科看護婦または助産士のいずれかが正常分娩を介助すると回答したのが4(0.5%)施設であった。これらから今回の調査対象のうち5病院(0.6%)で日本母性保護産婦人科医会認定の産科看護婦または助産士が分娩介助業務に当たっていることが分かった。この医師または助産婦の免許の無い「日本母性保護産婦人科医会認定の産科看護婦または助産士」が分娩介助を行っている5施設ではすべて医師が分娩に立会っていると回答している。マンパワーの計画に当たっては、このように医師、助産婦以外の無資格者に分娩介助をさせていても、医師自ら手を下してはいないことにも、注目する必要がある。

分娩経過中、主として経過の把握に当たる職種が助産婦である施設が742(92.5%)、看護婦が7(0.9%)施設、医師が3(0.4%)施設、日本母性保護産婦人科医会認定の産科看護婦または助産士が1(0.1%)施設、その他45(5.6%)施設であった。刻々と進行し、変化する分娩経過は

その把握と判断についての教育を受け、実習をした助産婦または医師が行うのは妥当であり、当直制で勤務する医師が行う施設は極めて少ないことが本調査でも明らかになった。

(2) 分娩経過中の苦痛の緩和、生活の世話等のケアを主として行う職種：助産婦である施設が743(92.6%)、看護婦が16(2.0%)施設日本母性保護産婦人科医会認定の産科看護婦または助産士が2(0.2%)施設、その他8(1.0%)施設で、医師は0であった。

長い分娩経過中を個々の産婦のたどる分娩経過に対応して、必要となる生活の世話と、その世話を含めた苦痛の緩和のためのケアを助産婦が行うことは、産婦と胎児を支持し、正常な分娩経過をたどらせることにも役立つので重要である。

大部分の病院で助産婦が分娩の介助をはじめ経過中のケアに重要な役割を果たしていることが確認できたが、自由記載欄に「当該施設の助産婦が不足しているため、本来なら助産婦が行った方がよい業務だが他職種と共に行うか、任せなければならない」と記入したのもあった。

(3) 正常分娩時の医師の立会い：正常分娩時に医師が必ず立会うのは693施設(86.4%)、原則として立会うが立会わないこともあるのは80施設(10.0%)、医師は全く立会わない施設が10(1.2%)ある。この10施設では正常分娩の直接介助者は助産婦の施設であった。無回答17(2.1%)その他2(0.2%)である。

正常分娩時の医師の立会い開始の時期は「排臨から」が最も多く377(47%)施設、次いで「分娩第2期に入ったら」が242(30.2%)施設、「発

露から」が94(11.7%)施設、「分娩第1期から」が25(3.1%)施設、その他58(7.2%)、無回答6(0.7%)であり、約6割が非臨以後で分娩が差し迫ってから医師が立会うことが多いのがわかる。

同じく立会終了時期は「会陰縫合終了まで」が大部分で785(97.9%)施設、「後産娩出まで」が2施設(0.2%)、「胎児娩出まで」が1(0.1%)施設、その他9(1.1%)施設、無回答5(0.6%)施設であった。

### 3 出生証明書に関する調査

(1) 出生証明書の作成者：一方出生証明書の作成者を見ると助産婦である病院は39施設(4.9%)に過ぎない。これは「出生証明の作成者の順序はこの出生の立会者が例えば医師・助産婦ともに立ち会った場合には医師が書くように」と規定されているからであろう。

分娩を直接介助した医師および分娩に立ち会った医師が出生証明書を作成している病院は453施設(56.5%)である。

分娩を直接介助したり立会ったりしなかった者が出生証明書を作成しているのは282(35.2%)施設であった。実際の作成者は分娩に必ずしも立ち会わなかった主治医80施設(10.0%)、産婦人科の部長・医長等の特定の医師名で当該病院で取り扱った全ての分娩の出生証明書を発行している病院が166施設(20.7%)で全体の1/5にあたる。今回の調査で或る病院の助産婦は助産婦が出生証明書を作成したところ、市町村役場から医師が作成するよう注意されたとの記載があったが、病院内で正常分娩を医師の立会い

なしで助産婦が介助しても違法ではないはずである。

むしろ、特定の医師名で出生証明書を発行している病院が、月間取り扱い分娩数の最高値300件以上ある13施設中5施設であった。このように多数の分娩を取り扱っている病院で、同一の医師名で証明書が作成されていることは、不眠不休で分娩に立会う医師が存在するか自ら分娩に立会わないで証明書を発行しているかのどちらかである。「自ら分娩に立会わないで出生証明書を発行してはならない」という医師法の規定をどう解釈すればよいのか、特に特定の医師の名義捺印で発行している1/5の病院の注意を喚起したい。

その理由は出生証明が生まれて来た新生児の出生を医学的、法律的に証明するという人の権利に関わることでありこの場合「この子がたしかにこの母から生まれた」というその場に立ち会った者による証明であることが必須要件だからである。

分娩に立会っていない者が証明書の作成をしている282施設の本アンケート記入者(助産婦)のうち97名(35.7%)が名義人を改めるべきであるとし、神経質になる程でないとする者が52名(19.1%)、どちらでもよいとする者が29(10.7%)名、その他の意見の者が73名(26.8%)、無回答31名(11.4%)となっていて助産婦で出生証明書の作成者の名義について重視している者は約1/3で関心はやや薄いと言わざるを得ない。

(2) 出生証明書の記載者：更に驚くことは出生証明書が証明書の発行者によって記入されていない場合が502(62.6%)施設にあり、実際に分

娩介助をした助産婦が医師の名義で証明書を書くということが336施設(41.9%)で行われていることである。中には「医師が記入すると誤りが多いから」と述べているもの、同一医師名とする理由として「署名や印鑑を区別するのが煩わしい」とするものもあった。書く側と書かせる側の意識を問いたい思いに駈られるのは私たちのみであろうか。

(3) 出生証明書発行者を誰がどのように決めたのか：このように問題のある証明書発行者を各施設では誰がどのようにしてきめたのかを調べた。前記282施設の中部長・医長の指示による施設が130(46.1%)、医師と助産婦の参加した会議による施設が21(7.4%)、婦長の指示による施設が5(1.8%)、その他の決め方が96施設(34.0%)、無回答30(10.6%)であった。特定の医師に決める理由としては「日本母性保護産婦人科医会の方針である」「部・医長の出身大学の医

局の方針である」というものが目立った。

また最近医師と助産婦が話しあい、直接分娩介助を行った者が出生証明書を書くように定めたという施設があった。

「出生証明の作成者の順序はこの出生の立会者が例えば医師・助産婦ともに立ち会った場合には医師が書くように」との規定はどのような目的をもっているであろうか。母子健康手帳には医師、助産婦共に記名する欄があるのだが証明者は1名で十分であろう。母子保健の一端を担う助産婦の活動が公的に把握されるには出生証明書が一つの鍵であろう。

今回の調査によって、病院内の分娩のケアに通常表面に出て来ない助産婦の活動が広く行われていることが分かった。

出生証明書の作成に関しては上述のような諸問題があることが分かった



## 検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約:99.9%が施設内分娩となり、97.8%の分娩立会者が医師であるという統計数値が示す分娩介助者のイメージは実態を表しているのか、約 56%の分娩を扱う全国の病院における分娩介助と、出生証明書の作成者の実態をアンケート調査し、正常分娩の実質的取り扱い者として助産婦を 93.4%、医師を 3.1%、両者を 2.1%の施設が挙げている。分娩時医師の立会いは「原則として」をふくめて 96.4%とよく実施されているが短時間である。一方、医師による出生証明書の作成は、分娩介助、立会いした者が行う施設が 56.5%であるのに加えて、分娩に立会わなかった医師によるものが 35.2%の施設に見られた。助産婦による作成は 4.9%の施設で行われていた。実質介助、立会い者による作成がなされるべきである。